

## 美浜、大飯、高浜の運転差し止めへ 関電相手に裁判（大津地裁へ本訴）を行います

### 遅々として進まぬ「仮処分申請」

大津地裁に運転差し止めの仮処分を申し立ててすでに2年が経過します。

この仮処分申請は2011年8月に「関電」が設置する美浜、大飯、高浜原発を、そして同年11月には「日本原電」が設置する敦賀原発の再稼働禁止を求める仮処分申請でした（その後大飯原発につき運転差止に変更）。

この仮処分申請は「ことは急を要する」という判断のもとに行ったものですが審尋は遅々として進まず、この間2回に亘って、原告団と弁護団がそれぞれ独自に「審尋の促進と早期の決定を」裁判所に申し入れてきましたが聞き入れられず、本年に入ってから「現在行われている活断層の調査結果を待って」などと不当な訴訟指揮が行われるようになりました（平成25年1月30日審尋にての裁判長発言）。

これに対して、私たちは、「活断層の存在だけを問題にしていないし老朽化や深層崩壊の危険性などからも原発の危険性を全面的に指摘して裁判所の判断を求めているのであって規制委員会の結論待ちなどというのは筋違いだ」と厳重に抗議してきました。また、最近では、「それぞれの（債権者、債務者）の主張も出尽くした」なかで「裁判所の決定を求めるとの私たちの要求に対して裁判長は「新基準ができるのを待つ、そのもとで裁判所としての判断を行いたい」などと主張し始めました（25年4月17日の審尋で）。

### 裁判長の忌避申し立ても

一連の訴訟指揮に対して、私たちは裁判長の「忌避申立」（25年5月28日）を行いました。この申し立ても6月13日に却下の決定が行われました。しかも、この決定理由には「重大な影響を与える問題であるため時間を要するのは当然である」などと「決定先延ばし」を「他に影響を与えるから」などと開き直る不当なものでした。

こうした経過の中で8月12日に行われた審尋では、双方から何らの新しい主張も出されない中で「裁判所の決定を求めま



す」との私たちの主張に対して、裁判長は「新基準について主張してください」と一方的に求め、「次回は11月18日」などと期日を勝手に決めて退席するという始末です。

## 仮処分申請の進展は期待できないため、関西電力を相手に本訴提起

今回の仮処分申請では、これ以上の進展は期待できないし（仮処分では傍聴も制限されるため）時期を失しないよう、すべての原発が再び停止した情勢の下で再稼働を許さず「停止から廃炉へ」を実現するため関西電力を被告として本訴を提起することにします。

尚、この間、24年3月、国に対し定期検査修了証交付差止訴訟を大阪地裁に提訴しました（当初原告80名、のち12名）。12月20日に棄却の判決が出て、25年1月4日大阪高裁に控訴しました。しかし6月28日控訴棄却の判決がでて確定しました。

## 「新基準」では安全は全く確保されていません

### 過酷事故を前提にしつつ安全対策は「2の次」

### 海洋への放射能汚染も「打つ手なし」のフクシマ

福島における過酷事故は、全く収束の目途も立たず海洋への放射能汚染の拡大など「緊急の重大事態」をむかえています。フクシマの事故によって「安全神話」が崩壊したもとの「新基準」は過酷事故を想定せざるをえなくなりました。ところが、この過酷事故対策は「2の次・3の次」に後回しにされています。しかも、今までの立地審査指針にある「原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること」などを、フクシマの事故を踏まえて厳密に適用することを避け、「シビアアクシデント対策の有効性評価により対応」として、その保障もないままハードルを下げ運転再開に道を開くものとなっています。

安倍内閣のもとで原発再稼働と原発依存・推進の流れが強まるなか、「若狭湾の原発群の運転差し止めを求める訴訟団」としては「関電」を相手に再稼働禁止及び運転差し止めを求める裁判をこの時期に起こしたいと考えています。

この裁判を起こすことは、①早くから再稼働禁止（運転差し止め）の仮処分を求めてきた原告団として、決定を速やかに行おうとしない裁判所に対して当然の権利であり、責任であると考えます。②この「本訴」は、私たちの「仮処分申請」以来、全国でその後、行われている裁判を支援するものであり、「再び、滋賀から」全国に声を届けるものとなります。③この9月15日には大飯原発の運転停止により、全国の原発が「すべて停止する」局面をむかえます。だからこそ、この時期に「原発の運転差し止め」を求める訴訟の提起は時宜にかなったものと言えます。



## 原告となっていたり方募ります

### 「支える会」の会員の皆さんには1人3000円以上のカンパを訴えます

今回の民事裁判では、原発による被害額は「算定不能」となるため、原告1人当たり39000円（美浜、大飯、高浜3機の停止を求める裁判で）の印紙代が必要となります。多額のため、原告となっていたり方には1人・15000円（以上）の負担をお願いしなければなりません。そして、不足分は「私も同じ、原告のつもり」と「支える会」の会員の皆さんのカンパで賄いたいと思います。ぜひ下記カンパ振込先までご送金お願い致します。又、原告となることを希望いただける方は下記の申込書記載の上、委任状とともに「支える会」事務局の吉原事務所まで提出いただきますようお願い致します。

#### カンパ振込先

滋賀銀行大津駅前支店 普通預金632913 福井原発訴訟を支える会会計今村真理子  
ゆうちょ銀行 14690-5345461 福井原発訴訟を支える会

### 「支える会」緊急集会のご案内

日時 9月26日（木）18:30～

場所 滋賀弁護士会館大会議室  
（JR大津駅から徒歩1分）

内容

- ① 仮処分申請に関する経過報告
- ② 新たな裁判の意義、争点、我々の主張
- ③ 原告になっただり方皆さんの紹介など

※ 原告になっただり方の方は、原告申込書とともに「委任状」を郵送又はご持参下さい。負担金15000円の送金もお願い致します(振込先は上記の口座です)。

### 美浜・大飯・高浜原発の停止を求める裁判の原告申込書

お名前	ご住所	連絡先 (TEL,E-mail)

※ 送付先 吉原稔法律事務所 520-0056 大津市末広町7-1 大津パークビル6階

※ Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263 E-mail nql30048@nifty.com



委任状のご氏名・ご住所は正確にわかりやすくご記入下さい  
押印は三文判でOKです。名前の右横と訂正印の2カ所押印下さい

# 訴 訟 委 任 状

年 月 日

住 所

委任者

㊟

私は、滋賀弁護士会所属

弁護士 井戸謙一

事務所住所 〒522-0043 滋賀県彦根市小泉町 78-14 澤ビル 2 階  
井戸謙一法律事務所 TEL 0749-21-2460 FAX 0749-21-2461

弁護士 石川賢治・弁護士 向川さゆり・弁護士 石田達也・稲田ますみ

事務所住所 〒520-0056 滋賀県大津市末広町 7 番 1 号大津パークビル 6 階  
吉原稔法律事務所 TEL 077-510-5262 FAX 077-510-5263

弁護士 永芳 明

事務所住所 〒520-0044 滋賀県大津市京町 3-4-12 アーバン 21 ビル 5 階  
滋賀第一法律事務所 TEL 077-522-2118 FAX 077-526-4583

弁護士 高橋陽一

事務所住所 〒522-0073 滋賀県彦根市旭町 6-22 田中ビル 2 階  
彦根共同法律事務所 TEL 0749-23-1525 FAX 0749-24-1605

大阪弁護士会所属

弁護士 吉川 実

事務所住所 〒560-0081 大阪府豊中市新千里北町 1-16-4  
吉川実法律事務所 TEL 06-6873-5761 FAX 06-6873-5762

及び裏面のとおり

に下記事項を委任します。

記

## 第 1 事 件

1 相手方 関西電力株式会社

㊟ 2 裁判所 大津地方裁判所

3 事 件 原発再稼働禁止及び運転差し止め請求事件

## 第 2 委任事項

上記の訴訟行為。復代理人選任。請求物の受領。反訴、控訴、上告、上告受理の申立、又はその取下げ。和解又は調停の代理並びにその取下げ。和解又は調停調書正本送達申請。同送達証明申請。執行文付与の申立、請求の抛棄もしくは認諾。訴訟の取下げ。保全処分強制執行。競売の取下げ。参加せる訴訟の脱退、控訴、上告又はその取下げ、上訴権の放棄。予納金保証金、担保物の供託、保証及び担保取消の申立、同申立に対する同意並びに取消決定に対する抗告権抛棄、担保権利者に対する権利行使催告の申立、供託物還付及び取戻請求受領、同利息金及び利札請求受領。破産、会社更生事件の債権届出、その債権者集会並びに債権調査会出頭意見陳述。配当要求の申立、配当金請求受領相殺の申立、手形訴訟手続及びその判決に対する異議の申立及び取下げ。